

# 横浜市片倉三枚地域ケアプラザ 指定居宅介護支援事業 運営規程

## (事業の目的)

### 第1条

社会福祉法人若竹大寿会が運営する横浜市片倉三枚地域ケアプラザ(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

### 第2条

- 1 事業所は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者様が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者様の立場にたった援助を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

### 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 横浜市片倉三枚地域ケアプラザ
- 2 所在地 横浜市神奈川区三枚町199-4

## (職員の職種、員数及び職務内容)

### 第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1名 (常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。
- 2 介護支援専門員 1名 (常勤専従) 1名 (常勤兼務)  
2名 (非常勤専従) 0名 (非常勤兼務)

介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供にあたる。

- ①在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成する。
- ②介護サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ③要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

## (営業日及び営業時間)

### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし年末年始(12/29~1/3)は営業しない。
- 2 営業時間 午前9:00から午後6:00までとする。  
前項のほか、電話等による連絡は24時間可能とする

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条

- 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- 2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、居宅サービスの原案を作成するとともに、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得る。  
利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者様又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。  
居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。  
適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者様が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。  
課題の分析について使用する課題分析の方法は課題整理統括表方式を使用し分析を行う。
  - 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)する。  
モニタリングの結果についてはその都度記録する。
  - 4 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めるものとする。
  - 5 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
  - 6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収しない

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、横浜市神奈川区とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条

介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者へ報告する。

(相談・苦情対応)

第9条

事業所は、利用者様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1 事業所は、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条

- 1 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年 4 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人若竹大寿会と事業所の管理者との協議に基づいて別途定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 7月 1日から施行する。  
この規程は、平成12年 9月 2日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成12年 9月16日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成13年 8月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成15年 6月20日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成16年 3月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成17年 4月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成17年 6月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成18年 3月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成19年 8月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成20年 5月28日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成21年 6月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成21年 9月 1日から一部改訂、施行する。  
この規程は、平成21年 9月16日から一部改訂、施行する。  
この規程は、平成23年 6月 1日から一部改訂、施行する。  
この規程は、平成23年 8月16日から一部改訂、施行する。  
この規程は、平成25年 1月 1日から一部改訂、施行する。  
この規程は、平成25年 4月 1日から一部改訂、施行する。  
この規程は、平成26年 4月 1日から一部改訂、施行する。  
この規程は、平成26年 7月 1日から一部改訂、施行する。

この規程は、平成26年10月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成28年 4月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成29年 3月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成29年 6月20日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成29年 9月15日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成30年 1月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成30年 4月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、平成30年 6月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、令和 2年 6月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、令和 3年12月 1日から一部改訂、施行する。  
この規定は、令和 5年 4月 1日から一部改訂、施行する。